

核不拡散条約再検討・延長会議

NGO核廃絶コーカス声明

核不拡散条約（NPT）再検討・延長会議への代表団が行う決定は、世界の安全保障の未来に強大な影響を及ぼすでしょう。したがって、決定は差し迫った道徳観と人道への責任感をもって行われなければなりません。

私たちの子々孫々に安全で生き延びることのできる世界を残すためには、私たちが核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威が付きまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出すことなく、何千世紀にもわたり環境を汚染し続けることのない、クリーンで安全で再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一步一步達成してゆかなければならないと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意志の欠如、特に核兵器国の意志の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私は核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に、公然たるか事実上かを問わず、核兵器国に対し、次のことを実行することを求めます。

1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める、核兵器廃絶条約の交渉を1995年に開始し、2000年までに締結すること。（*）

2) 核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。

3) しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。

4) 新しい、追加の核兵器の生産と配備を中止し、配備済みの核兵器の撤去と不能化を開始すること。

5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事及び商業的利用と再処理を禁止すること。

6) すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。

7) 非核の流体力学爆発、コンピューター・シミュレーションなど（それらに限らず）研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。

8) トラテロコ条約やラロトンガ条約でつくられたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。

9) 核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、市民に対して、また国際司法裁判所において宣言すること。

10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し、支援する国際エネルギー機関を設立すること。

11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創設すること。

核兵器のない世界は人類すべてが熱望しているものです。この目的は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちは、NPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的は明確で無条件な核兵器廃絶です。

(*) 核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を（それらに限らず）含むべきである：すべての配備済みの核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊する

こと。条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTに取って代わるであろう。